

ほほ 週刊市議会ニュース

2021年
議員団ニュース
No.370
2021.6.30 発行



4月臨時第1回市議会 一般質問 広田議員 女性への支援事業について

問 国の交付金を使ったNPOへの委託事業とのことだが、生理用品は公共施設のトイレなどに置くべきですし、お困りの方への相談は民間任せではなく、市が他部署と連携してその責任・役割を果たしてほしいがどうか。

答 行政の情報が届いていないので民間のお力を借りたいと思っているが、行政はいろんな部局にまたがっているので福祉部局、教育委員会との連携等、部局を超えて取り組んでいきたい。(市長)



5月臨時第2回市議会 一般質問 大桑議員 市立病院について

問 新型コロナウイルスの感染が広がる中、市立病院は感染症病棟を拡充して現在40床に拡大している。現場の体制負担は非常に厳しい。今回ワクチン接種に関しては、平日の午後、土曜、日曜に集中して行うとしている。発熱外来、入院受け入れに加えてのワクチン接種、医師、看護師の体制を増強すべきではないか。

答 市立病院では正規看護師、会計年度任用職員看護師各4名の増員をはじめとする人員体制の強化を今年度も引き続き維持していく。コロナ病床の拡大に伴い医師2名加えるなど看護師の配置も見直し感染状況等の変化に応じて適正な人員体制を確保していく。(市長)

6月定例会議会 一般質問 広田議員(6/15)

東京オリンピックの開催と本市のオリンピック関連事業事前について

問 オリンピック関連事業として、事前合宿、交流事業、ライブサイト(総合体育館での飲食を伴う試合観戦)などを予定しているが、事前合宿について選手団は日本に到着後、一般客の乗る国内航空便も使って本市へ移動するが、バブル方式が成立するのか。



広田みよ議員

市長 **答** 選手団は、母国での陰性証明の提出、体調管理、入国時の抗原検査があり、飛行機でも一般客と2席離れた座席となるなど、感染リスクは極力抑え込まれると理解している。

生活保護の利用について

問 総合支援資金特例貸付の限度額に達している方への新たな給付制度が創設されたが、その限度額に達している方、対象となる方は何名いるか。利用できない方は、車の処分留保や扶養調査は本人の意向を尊重するなどして、生活保護の利用を促すべきだがどうか。

市長 **答** 自動車の処分、扶養調査について個々の世帯の状況に即し柔軟に対応している。困窮されている方が生活保護を受けられるよう今後も丁寧な対応と支援に努める。

【広田美代議員 質問事項】(一問一答方式)

- 1 新型コロナウイルスワクチン接種について
- 2 コロナ禍での市民の暮らしについて
- 3 東京オリンピック・パラリンピックの開催と本市の開催事業について
- 4 金沢市パートナーシップ宣誓制度について
- 5 有名店のまちなかからの撤退について

6月定例会議会 一般質問 大桑議員(6/16)

新しい交通システムについて



大桑初枝議員

問 新しい交通システムの導入よりも、市民が望んでいるのは、郊外やバスの便数が少ない地域に対して気軽に利用できるコミュニティーバスなどを導入するなど、本市の財政基盤に即し、かつ市民からの要望に応じた公共交通の整備検討を目指すべきと考えるがどうか

市長 **答** 本市における公共交通ネットワークは第2次金沢交通戦略に基づき、大きく分けて「街中や郊外をつなぐ公共交通重要路線」と「郊外における支線を意味するフィーダー交通」により構成していく。事例としては地域住民が主体となる地域運営交通、などがあげられる。本市も郊外における移動手段の確保は大切で、地域運営交通については受住民負担の軽減を図りながらさらなる運行地域の拡大を目指していきたい。

高齢者の生活実態を踏まえた支援策について

問 高齢者はコロナ禍にあって孤立化と、合わせて、懸念されのが生活の困窮化である。そういう中で国は75歳以上の医療費窓口負担について単身世帯年収200万、複数世帯320万以上の方、1割から2割に引き上げる「高齢者医療費2倍化法」を成立。コロナ禍の中で、やる施策ではない。市長はどう思われるか

市長 **答** 持続可能な制度にしていかねばならないという国の考えは私は理解できる。全ての世代の方々が安心できる社会保障制度を持続的に次の世代にも引き継いでいくための判断であり、一定の役割を果たすものと考えている。

【大桑初枝議員 質問事項】(一括質問方式)

- 1 新しい交通システムについて
- 2 コロナ禍における事業者支援について
- 3 高齢者の生活実態について

6月定例会議会 一般質問 森尾議員(6/17)

金沢市ガス発電事業譲渡に向けた仮契約締結を中止せよ

問 二つの事業譲渡先となる企業グループの一つ東邦ガスが公正取引委員会から独占禁止法違反の疑いで立ち入り検査を受けた。重大だ。仮契約締結は中止せよ。

市長 **答** 資格喪失事由に該当せず。仮契約を行うのは別法人であり、問題はない。



森尾嘉昭議員

80億円投入の市民サッカー場再整備は再検討せよ。

問 80億円を投入して市民サッカー場が移転・新築されるが、全体事業費は、100億円にのぼる。移転先にあるジュニアサッカーコートが4年間使えない。この事業は誰のためなのか。

市長 **答** スポーツ施設整備事業を立てながら、その必要性の中で対応。南総合運動公園の球技場があり、有効に使っていただきたい。

【森尾嘉昭議員 質問事項】(一問一答方式)

- 1 新型コロナウイルス感染症クラスター対策について
- 2 金沢市ガス事業・発電事業譲渡方針をめぐって
- 3 市民サッカー場の再整備について



ジュニアサッカーコートが4年間使えない

議員の質問の全文が
必要な方はご連絡ください。



日本共産党金沢市議員団

金沢市広坂1-1-1 金沢市役所 7階

TEL 076-220-2407

FAX 076-260-6588

mail:jcp.kccd@spacelan.ne.jp



コロナ関係支援策

作成：日本共産党金沢市議員団 2021/7/1

	支援策	内容・要件	支援額	問い合わせ先
国	月次支援金	2019年比または2020年比で、2021年の月間の売上が50%以上減少しており、以下の①又は②に該当すること。 ※申請前に、登録確認機関（商工会・商工会議所、中小企業団体中央会、税理士、中小企業診断士、行政書士等）で事前確認を受ける必要があります。 ① 2021年の4月以降に実施される緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴い、休業又は時短営業を実施している飲食店と直接・間接の取引があること ② 措置が実施される地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けていること	中小法人等：上限20万円（1月ごと） 個人事業主等：上限10万円（1月ごと） 給付額の計算方法 2020年又は2019年の基準月売上 - 2021年の対象月の売上 ○申請期間 4月・5月分：2021年6月16日～8月15日、 6月分：2021年7月1日～8月31日	月次支援金事務局 相談窓口 0120-211-240 IP電話等からのお問合せ先：03-6629-0479 （通話料がかかります） 受付時間：8時30分～19時00分 （土日、祝日含む全日対応）
県	石川県 新型コロナウイルス 感染拡大防止協力金 （第3次）	①時短要請前から継続して午後9時から翌午前5時までの時間帯に営業を行っていること。 ②食品衛生法上の営業許可を取得している飲食店 ③業界ごとのガイドラインを遵守していること ④令和3年4月28日（水）午後9時から～5月11日（火）の全ての期間を前提に時短要請にご協力いただくこと（終日休業とした場合を含む） ⑤対象店舗の営業に必要な許可等を全て取得していること 【要請内容】 午後9時までの時短営業（営業開始は午前5時以降） 酒類の提供は午後8時まで	前年度又は前々年度の1日あたりの売上高によって変動 1店舗当たり 35万円～280万円 （大企業の場合0万円～280万円）算定書式あり ○申請期間 令和3年5月12日～6月30日 当日消印有効	石川県事業者支援ワンストップ コールセンター 076-225-1920 受付時間：9時から18時まで （土、日、祝祭日も開設）
県	石川県 新型コロナウイルス 感染拡大防止協力金 （第4次）	①時短要請前から継続して午後9時（金沢市の場合、午後8時）から翌午前5時までの時間帯に営業を行っていること ②食品衛生法上の営業許可を取得している飲食店 ③業界ごとのガイドラインを遵守していること ④令和3年5月12日（水）午後9時（金沢市の場合、午後8時）から6月13日（日）深夜12時の全ての期間を前提に時短要請にご協力いただくこと（終日休業とした場合を含む） ⑤対象店舗の営業に必要な許可等を全て取得していること 【要請内容】 午後9時（金沢市の場合、午後8時）までの時短営業（営業開始は午前5時以降） 飲食店におけるカラオケ設備の利用自粛（終日） 【金沢市】（5月16日～6月13日）酒類提供の自粛（利用者による酒類の店内持込みを含む） （終日）＜ノンアルコール飲料の提供は可能です＞	前年度又は前々年度の1日あたりの売上高によって変動 1店舗当たり 99万円～660万円 （大企業の場合0万円～660万円） ○申請期間 令和3年6月14日～8月2日 当日消印有効	石川県事業者支援ワンストップ コールセンター 076-225-1920 受付時間：9時から18時まで （土、日、祝祭日も開設）
県	石川県 経営持続月次支援金 （上乗せ支援）	5月又は6月において「国の月次支援金」の支給を受けた事業者に対し追加支援	国の月次支援金の1/2 中小企業等 上限 10万/月最大2箇月分 20万 個人事業主 上限 5万/月最大2箇月分 10万 ※酒類販売事業者は、国と同額を支給 中小企業等 上限20万/月 個人事業主 上限10万/月 ○申請期間 令和3年7月5日～10月31日 ※申請書類は7月5日にホームページ掲載予定	石川県事業者支援ワンストップ コールセンター 076-225-1920 受付時間 9時～18時 （土日祝日も対応）
市	金沢市飲食店まん延防止 緊急支援金	金沢市内で飲食店を営業する事業者で、下記のいずれにも該当する者 まん延防止等重点措置の適用期間中、営業時間の短縮や酒類の提供自粛に全面的に協力した金沢市内の飲食店 石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金（第4次）の支給を受けていること 対象期間 令和3年5月12日～同年6月13日（33日間）	支給額：石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金（第4次）支給額の1割相当額 【計算方法】 県協力金（県からの支給額のうち、金沢市内店舗分に限り）×1/10 ○支給額の目安（1店舗あたり日額） （1）中小企業・個人事業主…売上高に応じて、3千円～1万円 （2）大企業…売上高減少額に応じて最大2万円 ○申請期間 令和3年6月18日～8月31日 ※石川県第4次協力金の入金後でなければ申請できません	金沢市飲食店まん延防止 緊急支援金専用ダイヤル 076-220-2127 相談窓口：金沢市役所第一本庁舎5階 中小企業・小規模事業者相談応援窓口
市	金沢市飲食店元気回復 応援事業	金沢市内で飲食店を営業する事業者で、下記のいずれにも該当する者 まん延防止等重点措置の適用期間中、営業時間の短縮や酒類の提供自粛に全面的に協力した金沢市内の飲食店 金沢市飲食店まん延防止緊急支援金の支給を受けていること 石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金（第4次）の支給を受けていること 対象期間 令和3年5月12日～同年6月13日（33日間）	対象1店舗あたり10万円分のクーポン券を交付 ○7月上旬以降を予定	経済局 商工業振興課 076-220-2193
金沢社協	住居確保給付金	再支給について、6月末→9月末まで延長		金沢市社会福祉協議会 076-231-3571
市(国)	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金	既に総合支援金の再貸付が終了するなどにより特例貸付を利用できない世帯に対して、就労による自立を図るため 令和3年7月1日～令和3年8月31日※必着	単身世帯：6万円/月・2人世帯：6万円/月 3人以上世帯：10万円/月 3か月	福祉健康局 生活支援課 076-220-2292
市	令和3年度国民健康保険料の減免など	令和3年4月分から令和4年3月分までの保険料 対象 受付期間 令和3年7月1日～3月31日まで		福祉健康局 医療保険課 076-220-2255
市	令和3年度介護保険料の減免など	令和3年4月分から令和4年3月分までの保険料 対象 65歳以上 受付期間 令和3年7月1日～3月31日まで		福祉健康局 介護保険課 076-220-2264
市	国民年金保険料の免除など	令和3年度免除・納付猶予申請の受付開始日は令和3年7月1日		市民局 市民課 国民年金担当 076-220-2295
市	市税の納付猶予	新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難となっている場合		税務課 076-220-2171・2172・2173・2177